

令和6年度の軽自動車税(種別割)のご案内(大和市)

○ 原動機付自転車、軽二輪、小型二輪等をお持ちの方

車種区分		税率 (年税額)
原動機付 自転車	50cc以下 または 0.6kW以下 ※1	2,000円
	50cc超~90cc以下 または 0.6kW超~0.8kW以下	2,000円
	90cc超~125cc以下 または 0.8kW超~1.0kW以下	2,400円
	ミニカー(20cc超~50cc以下 または 0.25kW超~0.6kW以下) ※2	3,700円
軽二輪	125cc超~250cc以下 または 1.0kW超	3,600円
小型二輪	250cc超	6,000円
被けん引車		3,600円
小型特殊 自動車 ※3	農耕作業用(トラクター等)	2,000円
	その他(フォークリフト等)	5,900円



※1 令和5年7月から制度開始となった特定小型原動機付自転車を含む

※2 ミニカーにかかる規定:輪距(左右の車輪の中心間距離)が50cm超で三輪以上など

大和市イベントキャラクターヤマトン

※3 小型特殊自動車にかかる規定

区分	長さ	幅	高さ	最高速度	排気量
農耕作業用(トラクター等)	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未満	制限なし
その他(フォークリフト等)	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	15km/h以下	制限なし

○ 四輪等の軽自動車をお持ちの方

税率(税額)は、「新車新規登録年月」(初度検査年月)と「燃費等の環境性能」などで判定し、

(1)旧税率(2)標準税率(3)重課税率(4)グリーン化特例(軽課税率)のいずれかを適用します。

車種区分			(1)旧税率	(2)標準税率	(3)重課税率	(4)グリーン化特例(軽課税率)			
						税率(2)を約75%軽減	税率(2)を約50%軽減	税率(2)を約25%軽減	
四輪以上	乗用	自家用	H27.3.31までに登録した車両	H27.4.1以降に新車新規登録した車両	新車新規登録から13年を経過した車両	電気自動車など	ガソリン軽自動車	ガソリン軽自動車	
		営業用					平成17年排出ガス規制	基準75%低減達成または平成30年排出ガス規制	
	貨物用	自家用					基準50%低減達成	基準50%低減達成	
		営業用					令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成	
三輪			3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	対象外	対象外	
						乗用の営業用のみ2,000円	乗用の営業用のみ3,000円	乗用の営業用のみ3,000円	

・令和6年度の(3)重課税率は「新車新規登録年月」(初度検査年月)※注 が平成23年3月以前の車両に適用されます。

・令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新車新規登録し、国が定める車種区分や環境性能基準等一定の要件を満たす車両については、(4)グリーン化特例(軽課税率)が適用され、令和6年度(初年度)のみ税率が軽減されます。

※グリーン化特例(軽課税率)については、税制改正により、令和8年度まで継続されることとなっています。

※注 新車新規登録年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

自動車検査証				
番号 ○○○○○				
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途
	令和 年月日	令和 年月		自家用
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重
	人			
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	新車新規登録年月

初度検査年月	重課税率 適用年度
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度～
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度～
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度～
平成25年4月～平成26年3月	令和9年度～

・初度検査年月が平成22年3月以前の車両については、前年度以前に順次、重課税率の適用を開始済です。

軽自動車税にかかるお知らせ

■ 特定小型原動機付自転車の所有について

・小型、低速など、一定の基準に該当する電動の車両「特定小型原動機付自転車」(いわゆる電動キックボード)について、令和5年7月から制度が開始されました。

【主な基準:「道路交通法」、「道路運送車両の保安基準」等から】

- ・電動機の定格出力:0.6kw以下
- ・大きさ:長さ190cm以下、幅60cm以下
- ・最高速度:20km/h以下



大和市ホームページ
(特定小型原動機付自転車)

※その他、最高速度表示灯の備え付けなど、国が定める基準を満たすことが必要です。

- ・特定小型原動機付自転車の所有や使用にあたっては、車両の登録やナンバーの取り付けが必要となりますので、市への手続きをお忘れなくお願いします。
- ・なお、登録の翌年度以降は毎年2,000円の軽自動車税(種別割)が課されます。
(令和5年度に登録済の方については、今回令和6年度から課税が開始となります。)

※車両の概要や安全のルールなどにつきましては、市のホームページなどでご確認ください。

■ 車検時の納税確認の手続きについて

【車検時の納税証明書の提示を省略できます】

- ・軽自動車検査協会とのシステム連携で、四輪車の軽自動車税(種別割)の納付確認の電子化(軽JNKS)を実施しています。これにより車検を受ける際の納税証明書の提示の省略が可能となっています。(※二輪車は従来どおり納税証明書の提示が必要です。)

【ただし、以下についてご注意ください】

- ・納付確認のシステム連携には、納付手続き後、数日間を要します。
- ・このため車検の手続き日が迫っている場合には、コンビニや金融機関でご納付のうえ、書式での納税証明書(納税通知書の右端の部分)の使用によるご対応をお願いします。
- ・なお、スマホなどによるキャッシュレス納付については、納付時に納税証明書の発行がないため、車検の手続き日が迫っているなど、お急ぎの場合はコンビニ等でのご納付による納税証明書の使用によるご対応をお願いします。

■ 車両を所有しなくなった場合などについて

- ・処分や譲渡などで車両を所有しなくなった場合は、直ちに登録抹消等の手続きをお願いします。

※軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在における所有の登録状況により新年度分が課税されます。このため次のようなケースにお気を付けてください。

【例】3/20に廃棄処分をしたが、所有登録の抹消手続きは4/15に行った。

⇒ この場合、4/1時点の所有登録状況により、新年度分が課税されます。

〔四輪等の軽自動車等の登録などにかかるお問合せ〕

- ・四輪等の軽自動車…軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所 TEL050-3816-3120
- ・軽二輪、小型二輪…神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 TEL050-5540-2037

〔原動機付自転車等の登録や、軽自動車税(種別割)の課税・納税にかかるお問合せ〕

- ・大和市役所 市民税課 諸税係 TEL046-260-5231 (登録、課税)

　　収 納 課 TEL046-260-5241~3(納税)

〔市役所本庁舎2階 受付時間 平日の8時30分から17時まで〕